

## ○建築物の耐震改修の促進に関する法律第三十二条に規定する耐震改修支援センターの指定の基準に関する詳細を定める件

(平成二十一年二月二十六日)

(国土交通省告示第二百十七号)

改正 平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇六五号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十七条に規定する耐震改修支援センターの指定の基準に関する詳細を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律第三十二条に規定する耐震改修支援センターの指定の基準に関する詳細を定める件

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十二条に規定する耐震改修支援センターの指定の基準に関する詳細は、次のとおりとする。

第一 法第三十二条に規定するその他営利を目的としない法人は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。

第二 法第三十二条第一号に掲げる計画は、次に掲げる基準に適合するものであることとする。

一 法第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を他の業務と独立した部署で行い、かつ、担当する役員を置くものであること。

二 支援業務のうち法第三十四条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行う職員が、次に掲げる業種（以下「制限業種」という。）に係る業務を兼業する者ではなく、かつ、常時雇用職員であること。

イ 設計・工事監理業（建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理等の業務を含む。ただし、建築物又は建築物の敷地に関する調査・鑑定業務は除く。）

ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業その他建築物及び建築物の敷地に係るものではない業務を除く。）

ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）

ニ 建築材料及び設備の製造・供給・流通業

三 職員以外の者が、債務保証業務に従事しないものであること。ただし、法第三十五条の規定に基づき債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託する場合にあっては、この限りでない。

四 代表者及び担当役員と利害が関係する個人、企業、団体等が所有し、若しくは管理する建築物又は設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る債務保証業務を行わないものであること。

五 職員が、その者が関係する個人、企業、団体等が所有し、若しくは管理する建築物、又は設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る債務保証業務に従事しないものであること。

六 債務保証業務に関する事項を審議し、当該事業の円滑かつ適正な運営が図られることを目的とする委員会を設けるものであること。

七 前号の委員会の委員は、耐震改修事業、耐震診断事業、債務保証、金融実務、法務実務等に関する学識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから代表者が任命するものであること。

第三 法第三十二条第二号に掲げる経理的及び技術的な基礎は、次のとおりとする。

一 事業の収支が均衡していること。

二 債務保証予定額の合計の五パーセント以上、かつ、五千万円以上の基本財産又は基金を有していること。

三 耐震診断及び耐震改修に関する調査・研究部門を有し、かつ、専門的知識を有する職員が所属していること。

第四 法第三十二条第三号に掲げる基準は、次の表の法人の区分に応じて、それぞれ同表の制限の対象となる者のうち制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に当該法人に所属していた者を含む。）の割合が二分の一を超えていないものであることとする。

法人の区分	制限の対象となる者
一般社団法人	理事及び社員
一般財団法人	理事及び評議員
特定非営利活動法人	理事

第五 法第三十二条第四号に掲げる基準は、制限業種に係る業務を行わないものであることとする。

第六 法第三十二条第五号に掲げる基準は、前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであることとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇六五号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。